



平成 29 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 夢 展 望 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 濱 中 眞 紀 夫
(コード番号：3185 東証マザーズ)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 田 中 啓 晴
(TEL. 072-761-9293)

親会社とのグループ E C 支援業務に関する覚書締結のお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 31 日開催の取締役会におきまして、親会社である R I Z A P グループ株式会社との間でグループ会社の E C (イーコマース) の支援業務に係る覚書 (以下「本件覚書」といいます) を締結することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 覚書締結の理由

親会社である R I Z A P グループ株式会社と当社との間で、当社がグループ企業の E C 支援を行う業務委託契約 (以下「原契約」といいます) を締結しておりますが、そのうち、グループ企業の一社であるマルコ株式会社の E C 事業推進業務に関し、当該業務が順調に推移し、成果目標を上回る実績が上がりました。原契約においては、業務の月額報酬が定められており、成果報酬を支払うことは特別に定められてはいないものの、これまでのマルコ株式会社の E C 事業推進業務の成果について親会社と協議し、成果報酬についての交渉を行った結果、原契約で定められた月額報酬とは別に、親会社が当社に対して成果報酬として 20 百万円を支払う合意に至ったため、その覚書を締結することについて決定するものであります。

2. 覚書の内容

- ① 概 要 下記原契約に基づく成果報酬として④のとおり決定するものであります。
- ② 覚書締結日 平成 29 年 3 月 31 日 (予定)
- ③ 成果報酬の対象期間 平成 28 年 5 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
- ④ 成 果 報 酬 20,000,000 円
(原契約の内容)
- (1) 概 要 当社が R I Z A P グループ株式会社より R I Z A P グループ株式会社のグループ企業に E C に関するコンサルティング (E C 事業アドバイザー業務、 E C 事業推進業務等) の委託を受け、これを受託するものであります。
- (2) 相 手 方 R I Z A P グループ株式会社
- (3) 契約締結日 平成 28 年 5 月 1 日、平成 28 年 8 月 1 日、平成 28 年 11 月 1 日、平成 29 年 1 月 31 日

3. 支配株主との取引に関する事項

当該取引は、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社との取引となり、支配株主との取引等に該当します。

① 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は平成28年7月4日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、

「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、取締役会において検討を行った結果、成果報酬を得るだけの実績が上がっており、成果報酬として受領する金額の算定根拠にも合理性があることから、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

② 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件取引については、成果報酬率の算定にあたり、当社が第三者へ委託する契約を参照して定めており、適正であると判断しております。

また、当社の役員である濱中真紀夫氏、八島隆雄氏は、支配株主の職員を兼務しているため、当該意思決定等の取締役会決議に参加しない事により、利益相反を回避致しております。

③ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役2名（石原康成氏、古川純平氏）より、原契約上、成果報酬について規定されておらず、仮に親会社が支払いを拒絶する場合には、法的に請求権が認められるか否かは困難と言わざるを得ない上、本覚書で合意する成果報酬については、原契約の記載内容や他社の報酬との比較等からして、不相当とは認められず、その他、本件契約を行うにあたって、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置も図られていることも考慮すると、本件契約を締結することが少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を頂戴しております。

4. 業績に与える影響

業績に与える影響につきましては現在精査中であり、今後、公表すべき事実が発生した場合は速やかに公表いたします。

以上